

令和4年度 基本施策評価シート

作成日 令和4年7月4日

基本施策	D3 良好な生活環境を確保します		
施策の目的 (対象と意図)	対 象	意 図	
	市民が	さわやかで澄んだ空気、清らかで健全な水環境に恵まれ、健やかに暮らしている。	
長崎市第四次総合計画[後期基本計画] 基本施策掲載ページ		105ページ ~ 106ページ	
基本施策主管課名	環境政策課	所属長名	執行 毅
関係課名	上下水道局料金サービス課、上下水道局事業管理課、上下水道局下水道建設課、上下水道局下水道施設課、土木企画課、ゼロカーボンシティ推進室		

基本施策の振返り

後期基本計画策定時の課題		後期基本計画期間の取組み (H28~R3年度)	
個別施策	D3-1	大気環境や身近な環境を良好に保ちます	
ア 多様化した相談内容に応じた、よりきめ細やかな対応	⇒	(ア)一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局による大気汚染の常時監視、有害大気汚染物質モニタリング調査の実施 (イ)大気汚染防止法に基づく対象施設での立入調査 (ウ)基準との対比による行政指導	
イ 光化学オキシダントや微小粒子状物質(PM2.5)について、基準超過時の注意報等発令に対する関係機関との連携及び関係機関への周知徹底		(ア)光化学オキシダントについては、環境基準超過。注意報の発令なし。 (イ)微小粒子状物質(PM2.5)については環境基準内。注意喚起なし。 (ウ)関係機関と調整し、基準超過に備えた。	
ウ 生活環境の向上に向けて、発生源に対して適切な対応		(ア)自動車交通騒音の常時監視 (イ)環境騒音の監視 (ウ)騒音規制法に基づく対象施設の立入調査 (エ)振動規制法に基づく対象施設の立入調査 (オ)長崎県未来につながる環境を守り育てる条例に基づく対象施設の立入調査	
個別施策	D3-2	公共用水域及び地下水の環境を良好に保ちます	
ア 川や海の水環境を良好な状態に保つため、水質汚濁に関する常時監視の継続	⇒	(ア)公共用水域(13河川18地点、4海域21地点)、地下水の常時監視の実施 (イ)水質汚濁防止法に基づく対象施設の立入調査	
イ 生活排水の河川への流れ込みを低減させるため、汚水処理人口普及率の更なる向上		(ア)浄化槽の普及促進及び不適正浄化槽への維持管理に関する指導 (イ)下水道未整備地区の整備促進 (ウ)未水洗家屋の水洗化勧奨 (エ)各下水道処理区における私道申請に基づく管渠整備	



成果及び効果(H28～R3年度)		
個別施策	D3-1	大気環境や身近な環境を良好に保ちます
①大気汚染状況の監視等		
・大気汚染防止法に基づく特定事業所などに対する立入調査を6年間で217件実施した。大気汚染状況の監視等を実施することにより、環境汚染の未然防止につながった。		
②騒音・振動の監視等		
・騒音・振動関連法令に基づく立入調査を6年間で181件実施した。規制基準を超過するものに対して防音シート等の防音対策の指導をし、改善を行うことで、生活環境の保全につながった。		
個別施策	D3-2	公共用水域及び地下水の環境を良好に保ちます
①水質汚濁状況の監視等		
・市内の海水浴場(年間延べ利用者が概ね5千人以上の海水浴場4箇所)は水質が非常に良好である。また、浦上川・中島川は水質が維持され、上流ではゲンジボタルの生息が確認できた。水質汚濁に係るほとんどの環境基準地点で環境基準が達成されている。		
②浄化槽の普及促進及び維持管理の適正化		
・浄化槽設置費補助金を交付することにより、下水道計画区域外かつ農業・漁業集落排水対象外の区域に、6年間で合計195基の浄化槽を国庫補助により設置できた。さらに、維持管理が不適正な浄化槽管理者に対し指導を行い、公共用水域の水質汚濁防止と公衆衛生の向上に寄与することができた。		
③公共下水道の普及		
・下水道、農業・漁業集落排水及び浄化槽の整備により公共用水域の水質汚濁防止と公衆衛生の向上が図られた		
・下水道普及率は高い水準で推移しており、公共用水域の保全と公衆衛生の向上が図られた。		

問題点とその要因(H28～R3年度)		
個別施策	D3-1	大気環境や身近な環境を良好に保ちます
①大気汚染状況の監視等		
・大気汚染の常時監視において光化学オキシダントが環境基準を超過した日が見られ、健康被害等を及ぼす恐れがあるが、光化学オキシダントについては、大陸からの越境汚染や黄砂に影響を受けるため、対策が難しい。		
②騒音・振動の監視等		
・長崎の地形的特徴から幹線の道路網が平地部に集中しやすく、自動車騒音の環境基準達成率が比較的低い。		
個別施策	D3-2	公共用水域及び地下水の環境を良好に保ちます
③公共下水道の普及		
・下水道未整備地区のほとんどが私道部となっているため、私道所有者から私道整備の申請が提出されない場合、私道部分における下水道の整備ができない。		

今後の取組方針

D3-1 → 【D3-2 大気環境や公共用水域の水環境などを良好に保ちます】

①大気汚染状況の監視等

・大気環境や身近な環境を良好に保つため、大気汚染防止法に基づき、大気汚染・自動車騒音の常時監視及び環境騒音・道路交通振動、有害化学物質の計画的な監視を行うとともに、工場・事業所の監視・指導を継続し、公共交通機関の利用推進など大気汚染や自動車騒音の環境基準達成率を向上させる施策を講じる。また、日常生活から発生する騒音等を防止するためのモラルやマナーの周知・啓発を進める。

・PM2.5(微小粒子状物質)の測定値は市のホームページやテレビ放送等により、光化学オキシダントの測定値は市のホームページへの掲載により、引き続き周知する。また、注意報発令等に備え、引き続き、関係各課と連携体制をとり、迅速な周知を行う。

・環境基準に適合していない地点については、適正な監視のもと発生源を注視する。また、関係法令に基づき立入検査を実施し、規制基準を超過する事業所等に関しては指導等を行う。

D3-2 → 【D3-2 大気環境や公共用水域の水環境などを良好に保ちます】

【E8-2 汚水と雨水を適正に処理し、健全な水環境を守ります】

①水質汚濁状況の監視等

・公共用水域の環境を良好に保つため、水質汚濁防止法に基づき、県が作成する毎年度の測定計画をもとに、中核市である市が公共用水域の水質汚濁状況の常時監視を行うとともに工場・事業所の監視・指導を継続する。市内において環境基準の超過がみられた公共用水域等については、排出する特定事業場の監視を含めた状況の把握に努め改善を図る。また、浄化槽の普及促進、維持管理の適正化に努めるとともに、下水道等の整備においては、下水道未整備地区への下水道の普及促進、未水洗化家屋の解消、下水道施設の計画的な改築・修繕と処理場の統廃合を進める。

成果指標

※「↑」は目標値を上回ることが望ましい指標、「↓」は目標値を下回ることが望ましい指標

指標名	基準値 (時期)	区分	H28	H29	H30	R元	R2	R3
大気汚染物質、公共用水域の水質及び自動車騒音の環境基準達成率※1	95.4% (26年度)	↑ 目標値	96.3	97.2	98.2	99.1	100.0	100.0
		実績値	95.9	95.4	94.2	94.9	96.4	95.5
		達成率	99.6%	98.1%	95.9%	95.8%	96.4%	95.5%
汚水処理人口普及率※2	96.7% (26年度)	↑ 目標値	96.2	97.5	97.8	98.1	98.4	98.4
		実績値	97.3	97.6	97.6	97.8	97.8	97.9
		達成率	101.1%	100.1%	99.8%	99.7%	99.4%	99.5%

※1 大気汚染物質、公共用水域の水質及び自動車騒音の環境基準達成率(個別)

※2 目標値を実績値が上回ったため、H29以降の目標値を変更した。

	大気 ※a	水質(川)	水質(海)	騒音 ※b	計
常時監視地点数等	12	11	14	18.1	55.1
環境基準達成地点数等	12	11	14	15.6	52.6
環境基準達成率	100.0	100.0	100.0	86.2	95.5
				達成率(%)	95.5

※a 大陸からの越境汚染や黄砂に影響される監視項目である光化学オキシダントや浮遊粒子状物質、微小粒子状物質(PM2.5)を除く。

※b 自動車騒音について、大気、水質と桁を揃えるため便宜上、評価区間の住居等戸数を1000分の1にして計算した。

基本施策の評価

Bc 目標をほぼ達成しているものの、目的達成に向けた課題の克服などがやや遅れている

判断理由

- ・基本施策の成果指標はすべて95%以上の目標達成率となったことから、「B」とする。
- ・個別施策の成果指標4つのうち、100%以上の目標達成率が半数以下の2つで、目標達成率が95%未満の低いものもあるため「c」とする。

二次評価(施策評価会議による評価)

- 基本施策の評価「Bc」については所管評価のとおり。

令和4年度 個別施策評価シート

個別施策	D3-1	大気環境や身近な環境を良好に保ちます		
施策の目的 (対象と意図)	対 象		意 図	
	大気汚染や騒音に係る環境上の条件が		人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準に保たれている。	
個別施策主管課名	環境政策課		所属長名	執行 毅

令和3年度の取組概要

<p>①大気汚染状況の監視等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般環境大気測定局(4箇所)及び自動車排出ガス測定局(2箇所)による大気汚染の常時監視、有害大気汚染物質モニタリング調査(2箇所×22項目)を行った。光化学オキシダントは環境基準を超過した日はあったが、注意報発令に達するような数値の超過は見られなかった。微小粒子状物質(PM2.5)は環境基準を満たしていた。また、大気汚染防止法に基づく対象施設16事業場で立入調査を行った。 ・公共交通機関への乗換えを促すため、官民連携してノーマイカー及び長崎市版「COOL CHOICE運動(※1)」の実施や県下一斉スマートムーブ(※2)ウィークとの連携などにより、市民及び事業者へ公共交通機関利用の周知及び促進を図った。【D1-2から再掲】 <p>②騒音・振動の監視等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・騒音規制法等の法令に基づく立入検査(新設:施設10件、苦情対応:施設1件・建設作業16件)を全27件実施した。 <p>※1 地球温暖化防止のため「COOL CHOICE(賢い選択)」として、公共交通機関の利用等を促す国民運動と位置付けられており、光化学オキシダント及び二酸化窒素の原因物質である自動車排気ガスの抑制にも効果が期待できる。</p> <p>※2 スマートムーブではノーマイカーの促進を促すため、「COOL CHOICE」同様に、光化学オキシダント及び二酸化窒素の原因物質である自動車排気ガスの抑制にも効果が期待できる。</p>
--

評価(成果)

<p>①大気汚染状況の監視等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定事業所などに対する立入調査を実施することにより、環境汚染の未然防止に寄与することができた。公的施設(焼却場等)においては定められた基準を満たしている。 ・長崎市版「COOL CHOICE運動」の普及啓発として、「ながさきエコライフ・フェスタ」において、環境団体と連携して「エコドライブ」の普及啓発ブースを出展し、県下一斉スマートムーブとの連動により、スマートムーブへの取組みを促し、市民・事業者のCO2削減に向けた環境行動の啓発や公共交通機関の利用促進につながった。【D1-2から再掲】 <p>②騒音・振動の監視等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準適合の確認や防音対策の指導などにより、生活環境が保全されている。
--

評価(問題点とその要因)

<p>①大気汚染状況の監視等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染の常時監視において光化学オキシダントが環境基準を超過した日がみられ、健康被害等を及ぼす恐れがあるが、大陸からの越境汚染や黄砂に影響を受けるため、対策が難しい。 <p>②騒音・振動の監視等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長崎の地形的特徴から幹線的道路網が平地部に集中しやすく、自動車騒音の環境基準達成率が比較的低い。

今後の取組方針

①大気汚染状況の監視等

・光化学オキシダントやPM2.5(微小粒子状物質)については、引き続き市のホームページやテレビ放送等で測定値を確認できるようにするとともに、学校や市民からの意見を把握し、関係課と連携をとりながら、光化学オキシダント注意報の発令やPM2.5注意喚起のお知らせが迅速に周知できるようにする。

・自動車から排出される排気ガスは、光化学オキシダント及び二酸化窒素の原因物質でもあるので、引き続き、関係各課及び県並びに関係団体や、県下一斉スマートムーブウィークとの連携により、市民及び事業者に公共交通機関利用の周知及び推進を図り、スマートムーブの取組みを浸透させる。【D1-2から一部再掲】

②騒音・振動の監視等

・自動車交通騒音に係る環境基準を達成していない地点に関しては、引き続き適切な監視を行うとともに、環境基準達成率を向上させる施策を講じる。

成果指標

※「↑」は目標値を上回ることが望ましい指標、「↓」は目標値を下回ることが望ましい指標

指標名	基準値 (時期)	区分	H28	H29	H30	R元	R2	R3
長崎駅前自動車排出 ガス測定局の二酸化 窒素濃度 ※1	0.047ppm (26年度)	↓ 目標値	0.045	0.044	0.043	0.042	0.040	0.040
		実績値	0.040	0.039	0.034	0.032	0.030	0.031
		達成率	111.1%	111.4%	120.9%	123.8%	125.0%	122.5%
環境騒音の環境基準 達成率(市内40地点) ※2 ※3	88.0% (26年度)	↑ 目標値	90.0	90.0	90.0	90.0	90.0	90.0
		実績値	82.0	80.0	82.0	87.5	97.5	92.5
		達成率	91.1%	88.9%	91.1%	97.2%	108.3%	102.8%

※1 大気汚染物質、公共用水域の水質及び自動車騒音の環境基準達成率

※2 環境騒音は、環境基準の評価マニュアルに則り、評価地点の均一性を確保するため、概ね人口1万人あたり、1箇所選定し、環境基準の類型(A～C)が概ね均等になるよう測定地点を選定した。令和元年度から40地点に変更している。

※3 環境騒音に係る環境基準(一般地域)は、A及びB類型(住居地域)では昼間55dB(A)以下・夜間45dB(A)以下、C類型(近隣商業・商業・準工業・工業地域)では昼間60dB(A)以下・夜間50dB(A)以下である。

No.	事業名・担当課・事業目的・概要	事業実績、成果・課題等	
1	<p>(事業名) 大気汚染防止対策費 【環境政策課】</p> <p>(事業目的) 市内の大気環境の向上を図る</p> <p>(事業概要) 市内の大気汚染監視や新たな有害大気汚染物質による環境汚染状況を調査するため、監視体制の強化を推進し、環境汚染の防止を図る。</p>	成果指標	大気測定局における環境基準達成率
		目標値	100.0 %
		実績値	100.0 %
		達成率	100.0 %
		決算(見込)額	24,747,360 円
		成果指標及び目標値の説明	<p>長崎市内の大気環境の向上が客観的に判断できる指標として環境基準の達成率を成果指標と定め、目標値は、大陸からの越境汚染や黄砂に影響される監視項目である光化学オキシダントや浮遊粒子状物質、微小粒子状物質(PM2.5)を除いた監視項目の現時点での達成率を考慮して100%を目標に定めた。</p>
2	<p>(事業名) 騒音・振動・悪臭防止対策事業 【環境政策課】</p> <p>(事業目的) 長崎市内の騒音・振動・悪臭に係る環境の向上を図る。</p> <p>(事業概要) 住民の生活環境を保全するため、必要な措置を速やかに講じるよう年間を通じて長崎市内の自動車交通騒音及び振動の測定、市内一円での環境騒音の測定を実施することによって、騒音・振動の現状を把握し、必要に応じて適切な措置を講じ、公害の防止を図る。 また、苦情に基づく特定悪臭物質の測定、騒音振動の測定及び原因者への指導・勧告等を行い良好な生活環境の保全を図る。</p>	成果指標	環境騒音の環境基準達成率
		目標値	90.0 %
		実績値	92.5 %
		達成率	102.8 %
		決算(見込)額	170,617 円
		成果指標及び目標値の説明	<p>長崎市内の騒音に係る環境の向上が客観的に判断できる指標として環境基準の達成率を成果指標と定め、目標値は、平成24年度から平成26年度の環境基準達成率のうち、最高値である90%を後期計画の目標として定めた。</p>
取組実績、成果・課題等	<p>(取組実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車交通騒音(12か所)の常時監視、環境騒音(40か所)の監視を行うとともに、騒音規制法に基づく対象施設(工場・事業場4件(うち苦情対応1件)、特定建設作業16件)、振動規制法に基づく対象施設(工場・事業場1件)及び長崎県未来につながる環境を守り育てる条例に基づく対象施設(工場・事業場6件)の立入検査を行った。 <p>(成果・課題等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車交通騒音・道路振動において、それぞれの法に基づく要請限度は全て適合していた。 ・立入検査を行った工場・事業場において、2事業場を除き規制基準に適合し、特定建設作業において3件が規制基準に適合していなかったため、防音対策等の指導をし、改善を行った。 		

令和4年度 個別施策評価シート

個別施策	D3-2	公共用水域及び地下水の環境を良好に保ちます		
施策の目的 (対象と意図)	対 象		意 象 図	
	川・海・地下水等の水質の汚濁に係る環境上の条件が		人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準に保たれている。	
個別施策主管課名	環境政策課		所属長名	執行 毅

令和3年度 of 取組概要

- ①水質汚濁状況の監視等
 - ・公共用水域(13河川18地点、4海域21地点)、地下水(37地点の井戸)の常時監視を行った。
 - ・水質汚濁防止法に基づく対象施設(特定事業所34箇所)の立入調査をするなど監視・指導を行った。
- ②浄化槽の普及促進及び維持管理の適正化
 - ・浄化槽の普及促進のため、広報紙による浄化槽設置費用補助制度の周知を行った。また、一般財団法人長崎県浄化槽協会から浄化槽管理について「不適正」として報告があった浄化槽管理者に対しては、指導文書の送付等により浄化槽の適正な維持管理に関する指導を行った。
- ③公共下水道の普及
 - ・各下水道処理区において、公道部の下水道管布設整備は概ね完了しているが、未整備地区のほとんどが私道部となっているため、私道申請による下水道管布設整備を中心に行った。
- ④下水道及び農業・漁業集落排水事業の水洗化勧奨
 - ・下水道等の未水洗家屋への勧奨業務については、経済的な理由から水洗化が困難な世帯に対し水洗化排水設備の工事費の一部を助成する補助金の活用や、貸付金の説明をするなど年間を通じた勧奨活動を行ったほか、水洗化強化月間を設けて上下水道局全部局をあげて職員による勧奨活動を行った。
- ⑤下水道ストックマネジメント計画に基づく事業実施
 - ・下水道施設全体を一体的に捉え、計画的な点検・調査及び修繕・改築を行うことにより、持続的な下水道機能を確保するために平成30年度に策定した下水道ストックマネジメント計画に基づき、下水道施設の改築を実施した。
- ⑥集落排水施設の適正管理
 - ・集落排水施設の公共下水道への統合事業や、非統合施設の改築に係る費用対効果を算出した。

評価(成果)

- ①水質汚濁状況の監視等
 - ・市内の海域は、海水浴場(年間延利用者が概ね5千人以上の海水浴場4箇所)の水質が非常に良好である。また、市内を流れる浦上川、中島川は水質が維持された。
 - ・特定事業所等を立入調査し、問題があれば適宜是正を行い、その結果確認のため、水質汚濁状況の監視等を実施することにより、水質汚濁を未然に防ぎ、生活環境を良好に保つことに貢献した。
- ②浄化槽の普及促進及び維持管理の適正化
 - ・下水道計画区域外かつ農業・漁業集落排水対象外の区域において国庫補助により23基の浄化槽が設置され、公共用水域の水質汚濁防止と公衆衛生の向上に寄与した。
- ③公共下水道の普及
 - ・令和3年度における下水道普及率は94.4%となっており、令和2年度末(最新)における全国平均値80.1%と比較して高い水準となっており、公共用水域の保全と公衆衛生の向上に寄与することができた。
- ④下水道及び農業・漁業集落排水事業の水洗化勧奨
 - ・未水洗家屋への勧奨の結果、令和3年度における下水道水洗化率は97.3%となっており、長崎市上下水道局マスタープランで令和元年度の目標値として定めている97%に到達しており、順調に水洗化が進んでいる。
- ⑤下水道ストックマネジメント計画に基づく事業実施
 - ・ストックマネジメント計画の策定により、下水道施設の整備計画が明確化し、健全な改築が実施されている。
- ⑥集落排水施設の適正管理
 - ・集落排水施設の統合や改築に係る費用対効果の算出により、国の交付金を活用する方向で事業を進めることが可能になるとともに、集落排水施設の適正配置方針の妥当性が確認できた。

評価(問題点とその要因)

①水質汚濁状況の監視等

・生活環境の保全に関する環境基準となるBOD値及びCOD値が目標値未達成となっており、その要因の一つとして、自然発生する藻類が測定値に影響を与えていると考えられる。また、水質調査方法に従い、大潮期の風や雨の影響の少ない日を測定日として決定しているが、季節毎の気温の変化など、避けがたい影響もある。

②浄化槽の普及促進及び維持管理の適正化

・国庫補助設置基数は昨年度より1基多いものの、当初の目標には達していない。その要因としては、経済的理由、高齢で後継ぎがない等の理由により、浄化槽を設置しない世帯があるほか、新型コロナウイルスによる収入減少や接触回避等の影響もあったと思われる。

③公共下水道の普及

・未整備地区のほとんどが私道部となっており、土地の所有者が遠方に在住している場合や既に他界している等の理由により、私道の土地所有者である法定相続人すべての人から承諾を得られない場合、下水道の整備ができない。

④下水道及び農業・漁業集落排水事業の水洗化奨励

・奨励による聞き取り調査で得られた未水洗理由として、「経済的に困難」や「家屋老朽化が顕著で高齢のため」がほとんどであり、高齢化とともに水洗化に対する意欲も薄れている。

今後の取組方針

①水質汚濁状況の監視等

・水質に影響を与える人為的・自然的な要因を把握し、公共用水域の水質汚濁状況の常時監視とともに工場・事業所の監視・指導を継続してBOD値・COD値改善を目指す。

②浄化槽の普及促進及び維持管理の適正化

・浄化槽の設置促進に向けて、引き続き広報紙による浄化槽設置費用補助制度の周知等を行うとともに、未設置者に対し更なる聞き取り調査及び奨励を行う。また、一般財団法人長崎県浄化槽協会から浄化槽管理について「不適正」として報告があった管理者に対しては、指導文書の送付等により浄化槽の適正な維持管理に関する指導を行う。

・国においては、単独処理浄化槽に対する指導が強化されているため、国の制度にあわせて、補助制度を活用し、引き続き単独処理浄化槽からの転換を進めていく。

③公共下水道の普及

・各下水道処理区において、公道部の下水道管布設整備はほぼ完了しているが、未整備地区のほとんどが私道部となっているため、私道申請による下水道管布設整備を中心に行っていく。

④下水道及び農業・漁業集落排水事業の水洗化奨励

・水洗化の法的義務の説明を行うとともに、個人の事情に応じて改築資金の貸付や経済的困窮世帯への補助金制度の活用などによる早期の水洗化をお願いする。

⑤下水道ストックマネジメント計画に基づく事業実施

・平成30年度に策定した下水道ストックマネジメント計画に基づき、予防保全のための計画的な点検・調査及び修繕・改築を進める。

⑥集落排水施設の適正管理

・最適整備構想及び機能保全計画に基づき、計画的な改築を進めるとともに、公共下水道と農業・漁業集落排水施設との統廃合計画の推進を図る。

成果指標

※「↑」は目標値を上回ることが望ましい指標、「↓」は目標値を下回ることが望ましい指標

指標名	基準値 (時期)	区分	H28	H29	H30	R元	R2	R3
浦上川のBOD値 (大橋堰1地点) ※1 ※2	1.4mg/ℓ (26年度)	↓ 目標値	1.3	1.3	1.2	1.1	1.0	0.9
		実績値	1.2	1.2	1.3	1.3	1.3	1.3
		達成率	107.7%	107.7%	91.7%	81.8%	70.0%	55.6%
長崎湾のCOD値 (突堤間1地点) ※1 ※3	2.4mg/ℓ (26年度)	↓ 目標値	2.2	2.0	1.8	1.6	1.5	1.4
		実績値	1.9	1.7	2.1	1.9	2.2	2.0
		達成率	113.6%	115.0%	83.3%	81.3%	53.3%	57.1%

※1 大気汚染物質、公共用水域の水質及び自動車騒音の環境基準達成率

※2 BODとは生活環境の保全に関する環境基準であり、水中の有機汚濁が微生物によって分解されるときに必要で、浦上川に係るBODの環境基準は5mg/L以下である。

※3 CODとは生活環境の保全に関する環境基準であり、水中の有機汚濁が酸化剤で分解するときに消費される酸素量で、長崎湾に係るCODの環境基準は3mg/L以下である。

No.	事業名・担当課・事業目的・概要	事業実績、成果・課題等	
1	<p>(事業名) 水洗化勧奨業務 【料金サービス課】</p> <p>(事業目的) 未水洗家屋の所有者に対して、水洗化に対する意識普及を図り、水洗化の実施を促す。</p> <p>(事業概要) 未水洗家屋の所有者を職員が戸別訪問し、水洗化の勧奨を行う。</p>	成果指標	水洗化実施家屋数
		目標値	295.0 件
		実績値	295.0 件
		達成率	100.0 %
		決算(見込)額	7,405,000 円
		成果指標及び目標値の説明	<p>水洗化率の向上には、勧奨活動が重要であり、水洗化率に直接繋がる水洗化実施家屋数を成果指標とした。</p> <p>勧奨計画を立て、目標値を設定した。</p>
2	<p>(事業名) 水洗化補助金交付業務 【料金サービス課】</p> <p>(事業目的) 経済的な理由等で水洗化が困難な家屋の所有者へ水洗化補助金を交付し、水洗化率の向上を図る。</p> <p>(事業概要) 市民税非課税世帯及び生活扶助世帯が行う水洗便所改造にかかる費用の一部や、低地家屋が設置する汚水ポンプ設備及び他人の土地を通らなければ公共下水道に接続できない共同排水設備の整備にかかる費用の一部を補助する。</p>	成果指標	補助金利用件数
		目標値	37.0 件
		実績値	26.0 件
		達成率	70.3 %
		決算(見込)額	9,444,000 円
		成果指標及び目標値の説明	<p>補助金交付を客観的に判断できるため、補助金利用件数を成果指標とした。</p> <p>当該年度の予算を考慮し、目標値を設定した。</p>
取組実績、成果・課題等	<p>(取組実績) 前年度から引き続き、本制度の対象となる家屋に対し積極的に制度の説明を行った。</p> <p>(成果・課題等) 令和3年度実績 ・市民税非課税世帯: 20件 5,200,000円 ・生活扶助世帯: 0件 0円 ・汚水ポンプ設備: 4件 2,400,000円 ・共同排水設備: 2件 1,844,000円</p>		

No.	事業名・担当課・事業目的・概要	事業実績、成果・課題等	
3	(事業名) 農業集落排水事業水洗化促進費補助金 【料金サービス課】 (事業目的) 農村地域の市民の公共用水域の水質汚濁防止と公衆衛生の向上 (事業概要) 農業集落排水事業において、経済的な理由から水洗化が困難な世帯に対して水洗化のための排水設備の工事費の一部を助成することにより区域内の水洗化率の向上を図る。	成果指標	補助金利用件数
		目標値	2.0 件
		実績値	0.0 件
		達成率	0.0 %
		決算(見込)額	0 円
		成果指標及び目標値の説明	補助金の活用が水洗化率向上につながることから、補助金利用件数を成果指標とした。 目標値は過去の実績を考慮し2件とした。
取組実績、成果・課題等	(取組実績) 公共下水道と併せて、農業集落排水事業及び漁業集落排水事業への勧奨を計画的に実施している。 令和3年度は4件の農業集落排水事業の未水洗家屋に対し、水洗化の勧奨を行った。 予算額 2件 520,000円 実績 0件 0円 (成果・課題等) 計画に基づき農業集落排水事業への勧奨を実施した。 今後も計画に沿った勧奨を実施し、さらに周知に努める。		
4	(事業名) 漁業集落排水事業水洗化促進費補助金 【料金サービス課】 (事業目的) 漁村地域の市民の公共用水域の水質汚濁防止と公衆衛生の向上 (事業概要) 漁業集落排水事業において、経済的な理由から水洗化が困難な世帯に対して水洗化のための排水設備の工事費の一部を助成することにより区域内の水洗化率の向上を図る。	成果指標	補助金利用件数
		目標値	1.0 件
		実績値	1.0 件
		達成率	100.0 %
		決算(見込)額	260,000 円
		成果指標及び目標値の説明	補助金の活用が水洗化率向上につながることから、補助金利用件数を成果指標とした。 目標値は過去の実績を考慮し1件とした。
取組実績、成果・課題等	(取組実績) 公共下水道と併せて、農業集落排水事業及び漁業集落排水事業への勧奨を計画的に実施している。 令和3年度は10件の漁業集落排水事業の未水洗家屋に対し、水洗化の勧奨を行った。 予算額 2件 520,000円 実績 1件 260,000円 (成果・課題等) 計画に基づき漁業集落排水事業への勧奨を実施した。 今後も計画に沿った勧奨を実施し、さらに周知に努める。		

No.	事業名・担当課・事業目的・概要	事業実績、成果・課題等	
5	<p>(事業名) 【補助】浄化槽設置整備費補助金 【環境政策課】</p> <p>(事業目的) 公共用水域の水質汚濁の防止及び公衆衛生の向上に寄与するため、浄化槽設置整備費補助金交付対象区域における浄化槽未設置世帯の浄化槽設置を推進する。</p> <p>(事業概要) 公共用水域の水質汚濁の防止及び公衆衛生の向上に寄与するため、浄化槽設置整備費補助金交付対象区域に浄化槽を設置する者に対し、補助金を交付する。また、既設の単独処理浄化槽を撤去・処分し合併処理浄化槽を設置する場合は、補助金の加算を行い、転換を推進する。 令和2年度から、既設合併処理浄化槽の更新等汚水処理未普及解消につながらないものは対象外となった。</p> <p>・環境省認可分浄化槽設置整備事業 【事業期間】令和2年度～令和7年度 【総事業量】下水道認可区域外に @30基×3箇年 + @29基×3箇年 =177基の浄化槽の設置 【事業費累計(令和2年度～令和7年度)】 浄化槽設置整備費補助金 72,432千円 【補助実績(令和2年度～令和3年度)】 18,142千円</p>	成果指標	事業進捗率(設置基数ベース)
		目標値	30.0 基
		実績値	23.0 基
		達成率	76.7 %
		決算(見込)額	8,836,000 円
		成果指標及び目標値の説明	<p>【補助】浄化槽設置整備費補助金における設置計画基数を成果指標とした。 令和2年度から7年度までの各年度毎の設置計画基数を目標値とした。 2年度…30基 3年度…30基 4年度…30基 5年度…29基 6年度…29基 7年度…29基</p>
取組実績、成果・課題等	<p>(取組実績) 補助金を活用して、下水道認可域外に 23基を設置した。</p> <p>(成果・課題等) 23基の浄化槽が設置され、浄化槽の推進に寄与したが、昨年度より1基多いものの、目標を下回った。 目標を下回った要因として、世帯の高齢化や後継ぎ問題等による設置希望世帯の減少の他に、新型コロナウイルスによる収入減少や接触回避等の影響もあったと思われる。</p>		
6	<p>(事業名) 公共下水道建設事業 【下水道建設課】</p> <p>(事業目的) 公共用水域の水質保全の機能を保ち、安全で快適な環境をつくるには、公共下水道は必要不可欠であるため、公共下水道の整備を促進する。</p> <p>(事業概要) 市内の下水道認可区域の未整備地区の下水道整備を行う。</p>	成果指標	普及率
		目標値	92.9 %
		総事業進捗率	94.3 %
		達成率	101.5 %
		決算(見込)額	211,502,500 円
		当該年度執行率	81.7 %
成果指標及び目標値の説明	<p>公共下水道の整備状況については、客観的に示すものに普及率がある。普及率とは、行政人口に占める処理人口の割合をいい、その割合を成果指標とした。 なお、普及率は、令和12年度までに95.6%を最終的な目標としている。</p>		
取組実績、成果・課題等	<p>(取組実績) 令和元年度に引き続き、未整備地区の下水道整備を図った。</p> <p>(成果・課題等) 事業は予定どおり推移しており、安全で快適な環境づくりが図られている。今後は見直した制度をより有効活用し、未整備地区の整備促進を図る。</p>		